

# 会 議 録

◇事務局－子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 31 期青少年問題協議会 第 4 回定例協議会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 4 年 11 月 8 日（火）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分	
開 催 場 所	豊島区役所本庁舎 5 階 507～510 会議室	
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度）について</p> <p style="margin-left: 20px;">① 令和 3 年度実施状況について</p> <p style="margin-left: 20px;">② 令和 3 年度豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 児童相談所開設後の庁内外関係機関との連携について</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 豊島区子ども若者支援地域協議会について</p> <p style="margin-left: 40px;">i 豊島区子ども若者支援地域協議会の取組み</p> <p style="margin-left: 40px;">ii 若者支援の体制と相談件数の推移</p> <p>（2）「豊島区特別支援教育推進計画」の策定 及び自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について</p> <p>3 閉会</p>	
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開      傍聴人数   0 名
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	野村武司、南野奈津子、林大介、中村孝太、目黒和子、根岸幸子、松田文子、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子、石橋正史、根岸光洋、河原弘明、清水みちこ、金子智雄
	関係理事 者	子ども家庭部長、児童相談所設置準備担当部長、教育部長、治安対策担当課長、学習・スポーツ課長、福祉総務課長、障害福祉課長、障害福祉サービス担当課長、健康推進課長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、保育政策担当課長、庶務課長、放課後対策課長、指導課長、教育センター長、巣鴨警察署生活安全課長（代理）、池袋警察署生活安全課長（代理）、目白警察署生活安全課長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員

<p>会議資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2～6年度) 令和3年度実施状況【報告書】</li> <li>・資料2 「豊島区子ども・若者総合計画」(令和2～6年度) 令和3年度実施状況【資料編】</li> <li>・資料3 令和3年度豊島区子どもの権利擁護委員の活動内容</li> <li>・資料4 児童相談所開設後の庁内外関係機関との連携イメージ図</li> <li>・資料5 豊島区子ども若者地域支援協議会の取組み</li> <li>・資料6 若者支援の体制と相談件数の推移、支援内容及びその効果</li> <li>・資料7 豊島区特別支援教育推進計画【概要版】</li> <li>・資料8 自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について</li> <li>・参考資料 令和4年度第31期青少年問題協議会委員・常任幹事名簿</li> <li>・意見票</li> </ul>
-------------	--

## 審 議 経 過

### 【開 会】

事務局より資料確認

### 【協議事項】

会長                    令和2年度にいくつかあった子ども若者に関する計画を一つの計画として『豊島区子ども若者総合計画』（以下、「計画」とする。）を定めました。それに伴い検証方法を見直し、昨年初めて最初の検証をこの会議で行いました。これまでの協議会の検証の在り方から大きな変更と改革を行ってきました。今年度は2回目の検証ということで、昨年同様、専門委員会を設けて資料を作成し、本日までご提示しています。事務局、資料説明をお願いします。

事務局                資料1、2説明

会長                    私のほうからもご説明します。3ページ（資料1）に計画の体系図がありますが、「具体的な取組」には豊島区が実施している子ども・若者に関する事業が属していて、その数は300以上にのぼります。これらの事業は、9割がた、法律が根拠になっている事業です。たとえば、3ページには、「【目標】□子どもを安心して産み育てるための支援を推進する／【取組の方向性】（1）子どもや家庭への医療・健康支援／【具体的な取組】①妊娠期からの切れ目ない支援」という項目があります。ここに属している事業は25ページ（資料1）にその一覧が載っていて、母子保健法上の事業であることがわかります。これを担当している部署にとっては、母子保健法の事業を実施しているという認識であると思いますが、計画の中では、それらの事業を行うことによって、「【具体的な取組】①妊娠期からの切れ目ない支援」ができていだろうか、それができていることによって「【取組の方向性】（1）子どもや家庭への医療・健康支援」ができていだろうか、さらに「【目標】Ⅱ子どもを安心して産み育てるための支援を推進する」ができていだろうか、ひいてはこの計画の基本理念である「すべての子ども・若者の権利が保障され豊かな文化の中で自分らしく成長できるまちづくり」ができていだろうかという観点でこれらの事業を検証していく必要があるということがこの計画の体系となります。したがって、母子保健法上の目標値を達成するということはもとよりとても大事なことです。それに加えて計画

の体系の中で基本理念の実現に資するものになっているかどうかを評価していくということが計画の形であり、青少年問題協議会に求められていることとなります。昨年度この評価を行うにあたって各所管課にお願いしたのは、単に根拠法律上の目標値にとどまらず、この計画の中での事業内容と目標値を明らかにし、それを意識しながら目標の観点、つまり子ども・若者の権利保障の観点から実施できているかということを書き記述してもらうことでした。折しもこの6月に国ではこども基本法、こども家庭庁設置法ができました。国のほうでも、法律の縦割りの弊害が大きい、あるいは省庁の縦割りの弊害が大きいということから、こども家庭庁に教育分野を除いて概ね一本化をし、しかし子ども施策としては教育分野も全て含めてひとつの理念のもとにおくという法制度を整えたということになります。この法制度は、まさに豊島区がこの新たな計画を作ったときから着手していたということでもあり、豊島区は一步先んじているということを書かさせていただきました。国全体がこのような傾向にあることから、この計画の在り方、検証の在り方がけして間違っていないと確信している次第です。是非お気づきの点をご発言いただくと助かります。

委員

知りたいなと思ったのですが、主管課評価の ABCD について、たとえば A の「目標に大きく資する取組ができた」と B の「目標に資する取組ができた」とはどう違うのでしょうか。どういうところで評価が変わるのでしょうか。また、定性的な評価なので難しいことかもしれませんが、資料編のほうを見ても、A をつけた理由はなぜなのかははっきりしていないように思います。

会長

評価については5ページ(資料1)で説明していますが、主管課の自己評価をお願いしています。さらに、評価にあたってはご指摘のとおり定量的な評価と定性的な評価の2つがあって、数値目標で掲げられるものについては、比較的容易に実施状況の評価ができます。子どもの権利保障の観点からどうなのかという評価になると、定量的な評価だけでは足りず、定性的な評価が必要になってくるために、主観的な評価にならざるを得ないこともあろうと思います。主管課が評価をするにあたっては、特に留意してほしいこととして、目標値との関係でどうだったのかを念頭に置いてほしいこと、目標値についても、数値維持型と数値上昇型の二つがあることも念頭に置いてほしいことをお願いしました。評価にあたっては、遠慮深く評価する必要はなく、成果をきちんと説明していくことが大事なので、むしろ積極的に評価をしていただき、主管課にはその評価の説明ができるようにすることを求

めています。いくつかの願いをした上で主管課からの評価が出ています。少しかけ離れている評価だなと専門委員会から指摘のあったものもありましたが、基本的にはそのまま受け入れています。

委員 質問なのですが、コロナの影響で対面型の事業がうまく進んでいないところもあると思います。その関係で、目標値を下げたり減らしたりした事業がいくつか見られます。減らすことがダメというのではなくて、減らした数をどういうふうに出したのか、算出方法は各所管によって違うのでしょうか、ある程度の目安があるのでしょうか。

会長 主管課にはコロナの影響を受けてできなくなったことの代わりに実施したことを含めて報告してもらうようお願いをしていますが、どの事業を参照しましょうか。

委員 14 ページ（資料1）の重点事業 11 番、中高生センターの運営で見直し後の目標値があり、そこが数値として下がっていますね。ほかにもいくつかありました。

事務局 こちらの事業につきましては、ご指摘のとおり計画策定当初の令和6年度の目標値を見直しました。見直しの理由ですが、ジャンプ東池袋の大規模改修があり、その期間の代替施設の規模が小さくなるため、目標値を下げました。

会長 この事業に関しては、コロナの影響というよりも仮設の建物の都合ということですね。ほかには 26 ページ（資料1）の重点事業 46 番、ゆりかご・としま事業でも目標値の見直しがあり、その理由として長期計画との整合性、コロナ禍の影響の二つが記載されていますね。差支えなければ、担当課の方からご説明をいただけますか？

長崎健康相談所長

保健所が担っている「ゆりかご面接」ですが、やはりコロナ禍の影響を大きく受け、妊婦の方が面接に出向くことが心配だったり、ご実家のほうにいて面接に来ることができなかつたりする妊婦さんがたくさんいます。実際に直接面接をしなければならないこともあり、現在オンライン面接を実施していないため、修正することになりました。

会長                    27 ページ（資料 1）の重点事業 57 番、乳幼児健康診査も見直しになっていますが、こちらもご説明いただけますか？

長崎健康相談所長

こちらのほうも、外国人の方がかなり出国したこともあり、100%は難しいということで修正したものです。

会長                    62 ページ（資料 1）の重点事業 218 番、子ども若者支援ネットワークはどうでしょうか？ネットワークイベント参加者の目標値が 400 人から 200 人に見直しになっています。

事務局                計画当初は、広く一般から講演会などに参加した方々も対象に含めていましたが、ネットワーク協議会設置要綱に記載されている関係者に限った正確な数値を出したところ、見直しに至りました。

会長                    逆に、目標値が上がっているものもあって、20 ページ（資料 1）の重点事業 29 番、子ども虐待防止ネットワーク事業の出張講座開催数が 30 回から 40 回に増えていますね。

子ども家庭支援センター所長

令和 4 年度から、組織改正により子育て支援課から独立した子ども家庭支援センターに所管が変わりました。関係機関において虐待の予防や対応についての講座を行っておりますが、保育園や学校などからの依頼が増えたので、目標値を上方修正しています。

会長                    ありがとうございます。それでは、専門委員のほうから質問などはありますか？

委員                    この豊島区子ども・若者総合計画、見直しの前にできたものが本当に素晴らしい計画だなと思っております。そしてこの計画の一つ一つを皆さんと検証できた経験もとても勉強になりました。そのうえで意見を申し上げます。12 ページ（資料 1）に青少年問題協議会からの意見のところ、子ども達の意見を聞いたら、それをしっかりフィードバックしていくこと、意見を聞くだけでなく大人と一緒に考えていくことが今後本当に大切だと思っています。そのためには大人の意識が変わることが必要と書かれている

のですが、検証のところで、9ページ（資料1）に子どもの権利に関する研修講座、大人の意識を変えるための研修講座の実施という事業で主管課評価がCとあり、本当にここは今後改善していく必要があると思っています。これは昨年度の計画に対する評価ですので、今年度に早く取り組んでいかないと、来年も評価がCになってしまうと思います。計画の後半に、ワーク・ライフ・バランスや大人の働き方の講座もありますが、それらを含め大人がストレスフルではなくなる環境を作っていくことによって、子どもの権利を尊重できる大人が増えていくことが大事だと思っています。コロナ禍で子どもの居場所が必要だということは誰もが認知したことだと思いますが、この検証の中でも学童とか、学校の中での小学生の居場所は結構充実しているのではないかなと思います。学生の居場所ですとか、不登校になったり家を出たくなったりする手前で誰かがその声を受け止めるという機会がなかなかこの計画の中には無いなと思いました。中高生センタージャンプがありますけれど2か所ですので、小学生に比べるとはるかに居場所が少ないので、学校と連携して今後なるべく早めに検討して来年度の評価がAになるというかなと思います。

会長 相談事業とうまく繋がるといいかなと思います。

子ども家庭支援センター所長  
資料3説明

会長 ありがとうございます。今後の豊島区の権利擁護委員の在り方についてどのように計画されているのかご説明いただけますか。

事務局 まず、子どもの権利擁護の在り方については、別の区長の附属機関である子どもの権利委員会での令和2年度、令和3年度の検討を経て答申をいただきました。その中では、豊島区では子どもの権利擁護委員は設置されているが十分に機能している状況ではなく、権利擁護委員が機能的に動くため、補佐を担う調査員の設置等、機能強化を図っていくべきだという答申をいただいております。

会長 私は他の自治体で子どもの権利擁護委員に携わっています。やはりきちんと調査員を設けて独立した事務局を置くことには相当な意義があると感じます。現在の権利擁護委員の力を発揮してもらおうという意味でも、子ども

の権利委員会の答申に沿う形で改革をしていただけると豊島区にとって良いと思います。権利擁護委員やオンブズマンなど、名称は様々ですが、全国では43自治体でこのような委員を設けています。ここに豊島区が含まれているのかはわかりませんが、機能的に問題があると見られているところもあって、全国的な様子も見ながら、かつ、国連の子どもの権利委員会が第4回、第5回総括所見の中で自治体のオンブズマンについていくつか意見を言っていますので、そういうものも参考にしながら是非有効な仕組みにしていっていただけるといいなと思います。

児童相談所設置準備担当課長

資料4説明

会長

ありがとうございました。子どもの権利擁護委員との関係をどう考えているかということ、令和6年度からだと思いますが子どもの意見支援制度についてどのように考えているかということをお聞きしたいです。また、この資料上は虐待通告だけが書いてありますが、児童福祉法第25条では虐待通告に限らず要保護児童通告があつて、かつ、要保護児童対策協議会自体は特定妊婦、要支援ということになりますけれど、それを子ども家庭支援センターがきちんと受けられるかということを心配していて、先ほど保健センターとの連携という話がありましたが、いろいろなところを見ていると、要支援は保健センターで、子ども家庭支援センターは要支援はあまり受けたがらない傾向がみられる自治体もあるので、そのあたりをどのように考えているか聞かせてください。

事務局

初めに、子どもの権利擁護委員と児童福祉法の改正に基づく子どもの権利と意見表明についてお答えいたします。豊島区子ども権利条例に基づく子どもの権利擁護委員については、引き続き豊島区の子どもの全体の権利擁護に取り組んでいただきたいと考えております。措置されている子については児童福祉法の改正に基づいて権利擁護、意見表明についてきちんと対応していくと定められております。それ以外の子もいじめや家庭の問題、塾といった社会での様々な場面で権利侵害を受けることが想定されますので、権利擁護員に取り組んでいただきたいと思います。また児童福祉法の改正に基づいて措置された子どもについてきちんと意見を積み上げていくことについては、それをきちんと機能できる人材と組織とを作っていきたいと考えております。それぞれ役割を持って、縮小することの無いように取り組んでいきたいと考えております。



児童相談所設置準備担当部長

特定妊婦の対応についてお答えします。現在は三機関連携として、長崎健康相談所と池袋保健所、児童相談所設置部署、子ども家庭支援センターとで新しい連携の仕組みを作っており、現在詰め作業に入っております。その中で特定妊婦につきましては、これまでも豊島区では子ども家庭支援センターが全てのケースについていったんケースを共有するという形でやっておりましたので、まずはその仕組みを継続し、その中でもより重く法的介入が必要なケースは、児童相談所が対応するという共通アセスメントシートを活用する中で、精密なアセスメントを中に入れることによってそれぞれの連携体制を強化します。要支援についても同じです。

会長

ありがとうございました。児童相談所を設置している区は限られるので特定されてしまうかもしれませんが、子ども家庭支援センターと児童相談所の機能を虐待に強化するあまり、保健センターのほうからの要支援の連絡等がしにくくなっている、つまり虐待でないと思えないというニュアンスが強くなっていて、要支援と特定妊婦こそがとても重要で、そこがきちんとできているということが虐待防止につながるという観点からは、整備すればするほど区分けがされてしまって、要支援と特定妊婦が枠に載ってこない可能性があることを危惧しての質問でした。

児童相談所設置準備担当部長

仰る通りです。そのようなことがないように、複合施設ということで児童相談所と保健所の機能が一緒になっている建物に入ります。保健所の方々から、「ちょっと児童相談所に相談してみたいけれどどうかな？」という案件も含めて、児童相談所に気軽に相談できる体制を作ろうということで詰め作業をしています。

事務局

資料5、6説明

会長

ありがとうございました。なにかご質問はありますか。

委員

資料6のアシスとしまの相談者の数や状況についてですが、令和2年と令和3年を比べるとかなりの数が増えているので、なぜ増えたのかということと、どういった内容の相談が増えたのかを教えてください。

事務局

アシスとおはなしの開設が令和3年8月で、その時点で件数が大幅に伸

びました。そこからの推移で件数と支援の回数が増えています。タブレットでやり取りをする回数があるため、支援回数が増えています。支援回数内訳のメールのところに計上しております。相談内容については、子どもからのやり取りでは、いじめ、虐待、お父さんお母さんが怖い、乱暴な言葉遣いをされる、兄弟との扱いの差などの家族関係や、友人関係のことが多くなっています。

委員                   アシスとおはなしの相談件数が増えたのは良いことですし、LINE も使えるようになったとのことですが、時間帯は何時までできるのですか？

事務局               窓口と電話での相談につきましては、資料記載の通り、月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとなっております。タブレットについては、教育委員会のほうでは夜間は使えないということにしていると思いますが、子どもが使える時間は24時間相談することができます。使い方との説明のところでは、チャットのようにすぐ答えることはできないけれど、必ずお返事しますというかたちで、職員の勤務時間帯に返信しております。

教育長               タブレットが使える時間は決まっています。

委員                   電話や面談での相談は17時までで良いのでしょうかけれど、夜間、早朝、深夜に眠れないとか、抱えている問題は様々で、そういう子ども達が悩みを相談できる時間というのはどのように対応するのでしょうか。東京都はずいぶん前からやっていますが。

事務局               子ども若者相談というところで平日の昼間ということが検討すべき内容のひとつだと思っております。今取り組んでいるところですが、LINE の活用を始めまして、LINE では情報発信にも力を入れております。そこで、眠れないとかチャットで相談したいというときには相談できる場を簡単に検索できるように、または子ども達が闇雲にインターネットで検索をしてしまうと危険なサイトに行ってしまうこともあるので、国や東京都が実施している24時間体制の安全なサイトに案内できるように取り組んでいます。

教育長               夜中に遊んだりしないようにということで、タブレットが使える時間帯は一応決まっていますので、アシスとしまとの入口ができたことが画期的だと思います。問題は、ご指摘のとおりで、夜中に相談をしたい子もいて、全てをタブレットでというのは無理があるかなと思っています。時間帯

の幅のある形態で補っていくということだと思います。タブレットの使い方  
のルールはみんなと相談しながら決めたという経緯がありますので、タ  
ブレットの使用を 24 時間可能とすると、また別の問題が出てきてしまいま  
す。どうしてもタブレットでないとだめだということになれば再度検討し  
たいと思います。相談の入り口で支援員さんと友達になり、いつでも掛けら  
れるよという番号を作ってもらおうという方法があります。

委員 講演会がとしまテレビで 3 回にわたって行われたようですが、なにか反  
響があれば教えてください。

事務局 反響はいまのところありません。

会長 相談については、子どもの権利擁護委員の整備とどうやって窓口を整備  
していくのかということが少し課題になりそうだなと思いました。アシス  
としまは子ども・若者育成支援法に基づく仕組みで、要保護児童対策協議会  
がうまくいったのでここにも要保護児童対策協議会みたいなものを入れた  
という経緯があって、市区町村にとっては無理難題な仕組みを作らなくて  
はいけなかったと思うのですが、すごく上手にやっておられて、大変特徴的  
な取組をされています。39 歳までが対象で、相談体制としても大変そうだ  
と思っていました。コロナ禍であることとアシスとおはなしのタブレット  
利用開始で相談が増えているということで、ぜひ積極的に取り組んでいた  
だければと思います。

指導課長 資料 7 説明

教育センター長 資料 8 説明

会長 ありがとうございます。最初に、計画の中ではどの事業に該当するとい  
うことを説明いただきました。この計画自体が子どもの権利保障にとって  
極めて重要なものであるので、子ども・若者総合計画の中ではどこに位置づ  
くのかということ意識していただけるとありがたいと思います。国の  
こども家庭庁には教育分野は入っていませんが、子ども施策には教育分野  
もすべて入っていますので、そういった意味では、一つの理念の中でやって  
いくということはとても大事ですし、市区町村の中でいろいろな計画がバ  
ラバラにあることは好ましいことではないので、子ども・若者総合計画の子  
どもの権利保障の体系の中のひとつに位置づくものとして考えていただけ

るとありがたいなというふうに思います。

委員 先ほど、豊島区の学校をインクルーシブ教育で進めて行くという一方で、学級増設するという事は分離を進めていくということなのかなと思ってしまうのですが、保護者の方にとって自分の子どもがこういった状況の時には特別な教育を受けさせてあげたいという気持ちはわかりますし、一方でインクルーシブ教育はみんなと一緒にやりながらそういう教育も受けられると私は認識しています。そういったことを良い・悪いということではなく、どのように整合性を取り、どこを目指すのかを教えてください。

指導課長 スペシャルニーズとしての教育は必要だとは思いますが、分離だとは考えておりません。社会に入るために、お子さんに合った必要なのは特別支援学級で、それから支援教室で学びながらみんなと一緒にやっていけるよという事で、分けるか一緒かではなく、ゆるやかにやっていけたらなと思っています。要小学校も特別支援学級の設置校ですので、そちらで学習したことを教科の中ではみんなで作るとか、学年や発達段階によっても、どの教科でやるのがふさわしいのかといったことの実践的研究を進めているところです。

会長 インクルーシブ教育の考え方は、国際的なスタンダードと日本とは結構認識がズレているところがあって、豊島区だけではなく全国的な課題なのだと思います。日本型がよいと割り切ってしまうずに、国際的なスタンダードも見据えながら、子どもにとって何が最善の利益なのかをぜひ追及していただけるといいかなと私も思います。

副会長 資料8の下の枠の(2)の最後に「～入学後に学校とご相談ください。」とありますが、これは実際に、もともと行く予定だった小学校に一度入るのということなのですか？ 確実に対象となるような場合でも、いったんはもともとの予定の小学校に入るのですか？

教育センター長 はい。まずは一回入学していただき、お子さんの状態を学校生活の中で見ていただいて、やはりこれは情緒障害学級のほうがよろしいのではないかとということであれば、お申し込みをいただいて、検討をしていきたいと考えています。

副会長 お子さんによっては、5歳くらいの段階で自閉症であるとか一定の診断

が出ていることもあるので、わざわざ転校などせずに最初からその学級に行ったほうが親の負担なども少ないのではないかなと思いました。

委員

以前、外国にルーツをもつ子どもの日本語学習会に参加したときに、当時の教育センター長から、外国にルーツをもつ子ども達も障がいのある子どもと同じように、なかなか普通の教室では難しいことがあるのだという視点で接していかないといけないという話を聞きました。私の地域は池袋小学校で、充実した日本語教室があって、当たり前支援が受けられるのですが、先日、千早小学校に外国からお子さんが来て、お母さんは出産したばかりで、お父さんは仕事をしているため、保護者が教育センターに送迎をしないといけないのですが、それができない状況です。いま、日本語教室がない学校でも外国の子どもが増えているなどと思う中、特別支援学級の増設はインクルーシブな地域を目指しているのだなどと思う一方で、SDGsを掲げている以上は外国のルーツを持つ子どもたちの環境も同じように考えていただけたらと思います。

教育センター長 今ご指摘がありましたように豊島区では池袋小学校と豊成小学校に日本語を学ぶ学級があります。また、仰高小学校、朋有小学校、西池袋中学校には日本語を教える先生がいます。それ以外の小中学校の生徒さんには、教育センターに来て、日本語を学んでもらうという仕組みでやっております。仰るとおり、場所が遠かったり、または保護者の方の状況により送迎が困難なことがあることも承知しています。そのような場合には、例えばお知り合いの方に送迎してもらうことや送迎サービスのご利用のご案内をしています。それでもなお困難な場合もあるかと思しますので、SDGsの観点からも、どうすれば支援できるかということも今後検討していきたいと思っています。

教育長

他にもそういった声をいただいており、課題となっています。人数が増えてきているので、こちらから生徒の方に行く形に移行することを検討しています。すでに特別支援教室は、東京都全体ですが、こちらから行きますよという巡回型になりました。そのようになれば、今はファミリーサポートを使ってくださいとお願いしなければならないけれど、同行支援が無くてもよくなります。外国の方でも、両親とも働いている人が増えてきていますし、時間帶的に厳しいことがあります。その一方で、言葉の問題としてみると、子どもは本当に早く覚えてくれるので、あっという間に日本語になじんでくれます。逆に言うと、短期間でどんどん教えて覚えてなじんでもらうのが

いいなと思うので、体制を整備しないといけません。課題として認識しております。

委員

専門委員としていろいろ関わってきていて、他の自治体と比べて豊島区は丁寧に子どもの権利保障に取り組んでいます。今回でこの第31期が終了することと、区議会議員の方も参加されているということで、議員の皆様にもお願いをしたいことがあります。相談事業のところでタブレットからの相談が増えているというお話がありました。資料6のアシスとしまのところで、子ども若者支援ワーカーが会計年度任用職員なので、子どもが相談して仲良くなったところで、年度で変わると違う人になっているという例がこれから起きることが考えられます。子ども自身が接して、つながりを持っているからこそ信頼ができて相談ができるようになるのだらうなと思いますと、そこを任せているのが会計年度任用職員のままでいいのかなと思うところがあります。それは他の事業の中でも、例えば子どもスキップの職員も会計年度任用職員が多いということをお聞きしていて、普段子どもが接する職員の方が、年度が替わったらいなくなってしまうという状況ではやはり信頼関係を築くことができないのと、何かあった時に、子どもが安心して普段の日常会話をする中で相談したり、あるいは様子を見てくれる人がいるということはとても大事なことになりますので、ぜひこの部分、予算措置も含めて今後ぜひ丁寧に、会計年度任用職員を増やすだけでなく、ソーシャルワーカーの正規職員化をぜひ検討していただきたいなと思っております。

もう1点、子どもの声を聴くというところの中で11ページ、としま子ども会議というものがあります。同じようなところで区長とのティータイムというものがあって、子どもが来るのを待つだけではなく、出向くことが大事だろうなと思ってます。この会議体そのものが行政機関設置のもので、ここはこれで仕方がないのかなと思ったりしながらも、子どもは有権者じゃなくても区民ですので、区民である子どもの声を区議会議員としても聞くということをぜひ、日頃からの取り組みの中でやっていただきたいなと思います。行政機関がやっている部分もありますし、不十分な部分もまだまだあろうと思いますが、やはり区民を代表する議員という活動のなかで、有権者を代表することだけではなく、子どもとの意見交換を含めて取り組んでいただけたらと思っております。

委員

2年間専門委員として、会長のリーダーシップのもと、いろいろ学ばせていただきました。豊島区は本当に多岐にわたってやっておられて、正直スタ

一トしたときは一区民の主婦の声を反映させていただければいいと思って参加させていただいたのですが、あまりにもいろいろなことをなさっていたので、驚いてばかりでした。私は子どもではなくて、留学生を相手に日本語教室をしております。あるシリア人の学生が言ったんです。日本は老人ホームがあるけれど、僕の国は老人ホームがない。なぜないかという、親の面倒を見ることは徳を積むことだと言ったのです。それは私が子どものころに祖父母から教わったことなんですけど、もうその時代を取り戻すことは日本は無理だと思うのですが、このように豊島区のようにまず、箱から作っていただいて、いろいろやっていただけたら光が見えてくるのではないかと思います。いろいろありがとうございました。

会長                    私たち第31期の委員の任期が12月17日までですが、会議は今日が最後ということになります。副会長からご挨拶いただいて、そのあと私が少しお話を、会を閉じたいと思います。

副会長                いろいろな勉強をする機会を与えていただきありがとうございました。現在北区で児童相談所の立ち上げの委員会に関わっていて、こうした事業を動かしていくのは人の部分で、人材を安定的に確保していくことは非常に重要な課題であり、連携という形でいい人材を育てることも大事だし、大学としては若い人材をこういう部署に夢を持って取り組んでいただけるような形で運営していただければ嬉しいなと思いました。

会長                    子ども施策というのは、法律を作って計画を入れる、そこにいろいろな担当省庁が入り、その結果として法律縦割りとなり、省庁縦割りとなり、どの法律にも計画があるために市区町村は同じ部署で複数の計画を作らなくてはならないことが最大の弊害だと思っていました。その中で豊島区が令和2年に計画を一本にする取組みをしたことはとても力強いと感じていたところです。折しも、国の地方分権推進室でも地方計画についても縦割りの在り方は問題にされていて、それをいち早く実現した豊島区は非常に先進的だと思います。それに合わせて、青少年問題協議会をベースにして、政策評価の在り方を模索してきたというのがこの協議会の動きとなります。先例のない部分がある中で、こども基本法制が後からついてくる形になって心強く思ったのと同時に、豊島区の子ども若者施策の先進性をぜひ誇りに思って進めていただければと思います。ただ、それぞれが担っているもののカルチャーとして、これまでの省庁の縦割りや法律の縦割りの感覚が未だに残っていると思います。それは決して悪いというわけではありませんし法律

を実施していくことは大事なのですが、結局のところ、自治体の総合政策というのは、子どものために、子どもの権利のために何ができているのかが問われる場なので、それを実現していくことを表現することがとても大事なのであろうと思います。各担当部署の方には、今までやっていなかったことをしている感じがあったかもしれませんが、これこそが大事なことであり、少しずつでも進化させていただければと思っています。子ども・若者総合計画は子どもの権利のためということになっていますが、精度が低いということは初めにも書いた通りですが、子どもの権利の保障にとって、子どもの意見の尊重というのが何よりも大事なものであって、子どもがどのように考えているのかをベースにしていかないと、本当の子どもの最善の利益は見つからないということを踏まえたうえで、子どもの意見を十分に尊重していくことが大事だと思います。日本ユニセフ協会は4つに分けていて、その中に参加する権利があります。スコットランドでは、参加する権利とは、「子どもがどういうふうに感じているかを言う権利があります。それを聞かれる権利があります。それを真剣に受け止められる権利があります。」ということが参加する権利の中身として説明されています。子どもの意見を尊重することの大切さはどこの国でも感じられていて、かつ、どこの国でも模索されています。この青少年問題協議会の検証の在り方で一点足りていない重要なところは、子どもの意見を聞いていないということにあると思います。次期青少年問題協議会には、評価にあたって子どもがどのように感じているのか、子どもにどう届いているのかを仕組みの中にもうまき取り入れていただければ、より先進的な検証になると思っているところです。ぜひ、念頭に置いて今後の子ども若者施策に役立てていただければと思います。

## 【閉 会】

子ども若者課長 会長、ありがとうございました。また、第31期委員の皆様におかれましては、約2年間にわたり、豊島区子ども若者総合計画を検証いただきまして誠にありがとうございました。皆様に検証いただきました豊島区子ども若者総合計画につきましては、各所管にご報告をさせていただきます。また、豊島区ホームページにて掲載し、区民の皆様に公表する予定でございます。本日の議事につきましてご意見等がございます場合には、11月18日（金）までにお配りしております意見票にご記入の上、事務局にお送りください。また、令和5年度以降につきましても、皆様に豊島区の子どものためにご尽力いただければと存じます。事務連絡は以上になります。



会長

それでは以上をもちまして第31期青少年問題協議会第4回定例協議会を終了したいと思います。

以上